

# 消費税負担に関するヒアリング用資料

平成24年12月4日

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

1

1.「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」に関すること。

2

## (1) 調査対象について

(要望)

①介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設については、「従来型」と「ユニット型」に区分していただきたい。

②在宅サービスについては、「単独型」と「施設併設型」に区分していただきたい。

3

## (2) 調査票（案）について

### ①調査票（案）-様式・表紙について

(要望)

- 「調査対象」区分ごとに、「調査票」を作成していただきたい。
- 「施設名」、「施設種別」及び「地域区分」を記載していただきたい。
- 「2.設備投資の状況」において、各表の「取得年(度)」、「契約年(度)」の記入例を統一していただきたい。

→「年度」記入か、「年月」記入か。「西暦」記入か、「和暦」記入か。

(確認)

- 「調査対象サービス活動状況」は必要なのか。休止・廃止施設に調査を依頼するのか。

4

### ③調査票(案)-「1.基本データ」について

(要望)

○(1)～(3)は法人に係る情報、(4)～(8)は施設・事業所に係る情報であるため、基本データを法人と施設・事業所にわかりやすく区分していただきたい。

○(4)の「総収益額」、「介護保険事業収益」、「介護報酬収益額」等の名称は、旧会計基準の名称に合わせていただきたい。(※欄の説明も同様)

(確認)

○法人基本データとして、法人格に関する記入が必要ではないか。

○(1)は、平成23年度に限定できないのか。決算月を調査したいのか。

○(4)の事業年度は、平成21年度、22年度、23年度にできないのか。

5

### ④調査票(案)-「2.設備投資の状況」について

○「取得価額」と「工事契約金額」の違いは何か。

○「床面積」は必要なのか。(同一拠点で運営している他の事業との按分が正確に計算できない場合も有りうる。)

○「資産名称」欄は、記入例にある「施設」、「職員宿舎」のような方法では記入できないのではないか。(建物、建物附属設備、構築物、機械装置等に属する各品目は取得年度ごとに固定資産台帳に記載されており、「施設」1行にまとめられないため。)

○施設併設型在宅サービスの場合、施設と事業所との間で按分していない場合もありうる。

6

## 2.その他、消費税引き上げへの対応に関する意見

7

### (1) 介護保険事業・社会福祉事業に関する消費税の取扱いについて

#### ① 介護保険サービスの消費税の取扱い

○考えられる選択肢	消費税負担
① 「課税事業」にする。	利用者
② 「非課税事業」を維持する。	介護報酬の上乗せ 基準費用額の見直し
③ 「高額投資」に係る消費税について、「身体障害者用物品の非課税」の取扱いと同様とする。 (注)	取引業者

(注) 平成3年6月7日厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の3の規定に基づき、厚生大臣が指定する身体障害者用物品およびその修理を定める件」(平成22年3月31日厚生労働省告示第116号により改正)による。

8

## ②社会福祉法人の消費税負担に係る現状

介護保険事業及び社会福祉事業は、現在、利用者に消費税を転嫁できない非課税事業であり、これらのサービスに係るコストの消費税は、利用者から回収するのではなく、サービス提供事業者が負担する仕組みとなっている。

社会福祉法人においても、建物建築費、修繕費、高額介護機器等の高額投資に係る消費税を法人が負担している。

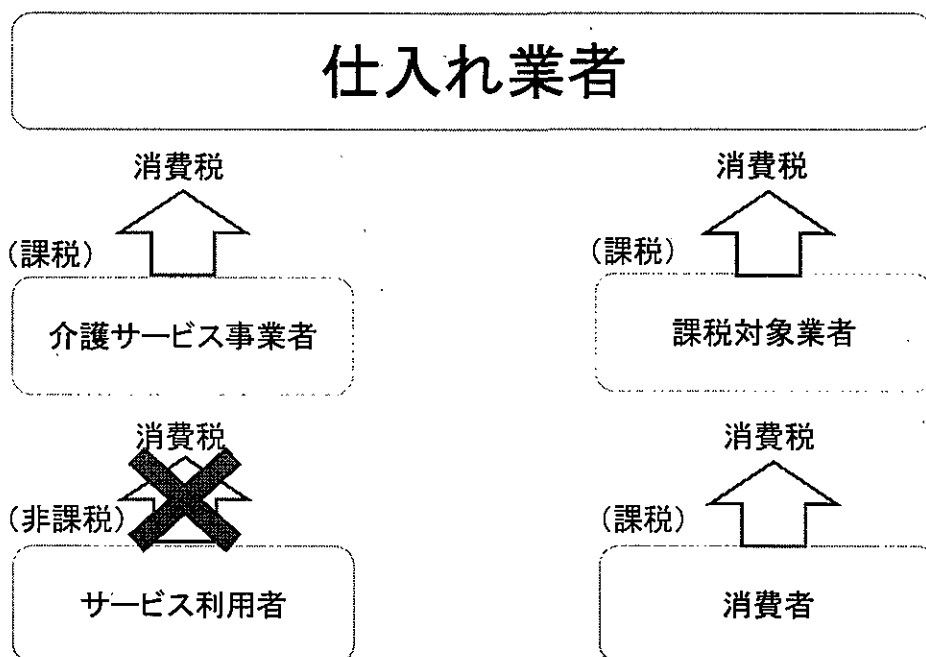
収入(売上)は非課税、支出(仕入れコスト)は課税であることから、「損税」が生じている状況である。

### ◎消費税率が引き上げられると…

建物建築費等について増税分が上乗せされることとなり、居住費等で税分の差異が生じ、建物の整備時期による不公平が生じる。

また、利用者に転嫁できないものもあり、損税が拡大して、経営的にも困難となることが想定される。

9



消費税分は介護サービス事業者が負担せざるを得ない

### ③消費税率引上げに係るコストへの影響

支出	収入	介護報酬	利用者負担金収入		
			食費		居住費
			委託ありの場合	委託なしの場合	
人件費		不課税	—	不課税	
直接介護費					
給食材料費		—	—	課税	—
介護用品費		課税	—	—	—
光熱水費		—	—	—	課税
委託費	派遣職員	課税	—	課税	—
	給食(材料費+調理人件費)	—	課税	—	—
	その他	課税	—	—	—
一般管理費					
	修繕費・維持管理費	課税(従来型)	—	—	課税(ユニット型)
	賃借料	課税	—	—	課税
	その他	課税	—	—	—
固定資産					
	建物、構築物、機械・装置	課税(従来型)	—	—	課税(ユニット型)
	車輛運搬具	課税	—	—	—
	什器備品	課税	—	—	(物により対象)
	リース資産	課税	—	—	(物により対象)
	敷金・保証金(返還されない部分)	課税	—	—	—

※課税コスト増に伴い、介護報酬、利用者負担金収入の見直しが必要  
 ※従来型とユニット型では、介護報酬と居住費で、差異が出てくる。  
 ※食事(給食)サービスにおいて、直営と業務委託では差異が出てくる。

11

### ④全国老協としての意見

#### ◎これまでの取扱い(非課税)

消費税率引上げに伴い、高額投資に係る法人負担の増大が見込まれる中で、医療保険サービス及び介護保険サービスに関する消費税の取扱いについて検討が進められている。

医療、福祉、介護等については、これまで社会政策的配慮のもと、利用者負担軽減を図るため非課税とされてきた。

「社会保険医療」は国民の生命・健康の維持に直接関わるものであり、「介護保険サービス・社会福祉事業」は高齢者・児童・障害者・生活困窮者等を対象とする事業であることから、税負担について国民の理解を得にくいという理由で、非課税とされてきたものである。

12

## ◎今後の取扱い

今回の消費税率引上げにおいて、介護保険事業を従来と同様の扱い(非課税事業)とする場合には、下記のような点について考慮した取り扱いを願いたい。

◎消費税率引上げに伴うサービスコストの増大(損税の拡大)分は、〈介護報酬の上乗せ〉、食費・居住費については、〈基準費用額及び補足給付の見直し〉で対応すること。

◎新たに整備する施設整備費や大規模改修費、高額な介護サービス用の機器等にかかる消費税については、特別な扱いをもって、公平性を保っていただきたい。